

# 第6回 熊本市教育行政審議会

## 次第

令和6年(2024年)2月5日

熊本県医師会館 2階 大ホール

### 1 開会

### 2 協議

中間答申(案)について

1. はじめに
2. 理念と検討項目
3. 対応方針項目
4. 対応方針
  - (1)教育委員会における体制整備・強化
  - (2)学校における体制整備・強化
  - (3)第三者組織と役割分担できる体制整備
  - (4)関係諸機関と役割分担できる体制整備
  - (5)国への提言

### 3 諸連絡

### 4 閉会

# 第6回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和6年(2024年)2月5日(月)9:30~

場所:熊本県医師会館 2階 大ホール

報道関係者(報道カメラエリア)・傍聴席

熊本大学教育学部長  
大学院教育学研究科長  
藤田 豊 委員

会 長

日本大学文理学部教授  
未富 芳 委員

東北大学大学院教育学研究科教授  
青木 栄一 委員

熊本学園大学社会福祉学部教授  
子ども家庭福祉学科長  
出川 聖尚子 委員

日本体育大学大学院体育科学研究科教授  
南部 さおり 委員

弁護士  
村田 晃一 委員

名古屋市教育長  
坪田 知広 委員

医療法人横田会向陽台病院院長  
比江島 誠人 委員

リ・スタートくまもと代表  
富永 智子 委員

熊本市教育委員  
村田 槇 委員

玉川大学教育学部教授  
教育ジャーナリスト  
中西 茂 委員

熊本市立楠中学校長  
平生 典子 委員

保護者  
西村 則子 委員

公募委員  
森 博子 委員

熊本市立一新小学校長  
須藤 聡 委員

公募委員  
上田 心結 委員

(事務局)

須佐美徹	学校教育部長	中村順浩	総括審議員	田口清行	教育次長	小島雅博	教育次長	遠藤洋路	教育長	木櫛謙治	こども局長	池田賀一	総括審議員	中村司	こども育成部長	戸澤角充	児童相談所長
------	--------	------	-------	------	------	------	------	------	-----	------	-------	------	-------	-----	---------	------	--------

(事務局)

(事務局)

## 熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	出欠
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	○
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	○
3	学識経験者	未富 芳	日本大学文理学部教授	○
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	○
5	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	○
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長	○
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士	○
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表	○
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	○
10	報道関係者	中西 茂	玉川大学教育学部教授・教育ジャーナリスト	○
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田 楨	熊本市教育委員	○
12	保護者代表	西村 則子	保護者	○
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長	○
14	教職員	須藤 聡	熊本市立一新小学校長	○
15	公募委員	森 博子	公募委員	○
16	公募委員	上田 心結	公募委員	○

【委員の任期】令和5年(2023年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

**熊本市の教育行政の在り方について**  
**中間答申（案）**

**令和6年（2024年）3月 日**

**熊本市教育行政審議会**

## 内 容

1.	はじめに.....	1
2.	理念と検討項目.....	2
3.	対応方針項目.....	2
4.	対応方針.....	3
(1)	教育委員会における体制整備・強化.....	3
(ア)	体制の整備について.....	3
①	教育委員会内の相談窓口の一元化.....	3
②	児童生徒の権利を守るための体制整備.....	3
③	音声記録や映像記録等による客観性の担保.....	4
④	事案から得られた教訓を生かした対応.....	4
⑤	問題を起こした教職員の担任変更等の基準.....	4
⑥	未然防止のための積極的なチェック体制.....	4
⑦	教育委員会の情報公開.....	5
⑧	当事者への情報開示.....	5
(イ)	専門家の配置について.....	6
①	スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・ 育成体制の充実と処遇改善.....	6
②	スクールロイヤー（SL）の配置.....	6
(ウ)	教職員等研修の充実について.....	7
①	学校管理職の危機管理対応力強化.....	7
②	教職員を自らの行動に向き合わせる研修.....	7
③	保護者が学び、情報を共有する機会の設定.....	7
(2)	学校における体制整備・強化.....	8
①	複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム ..	8

②	児童生徒の権利を守るためのルールの共有	8
③	いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用	9
④	迅速な初期対応体制	9
⑤	人権教育の効果的な研修の実施	9
⑥	不適切指導の基準の明確化	9
(3)	第三者組織と役割分担できる体制整備	11
①	第三者組織の市長事務部局への設置と活用	11
(4)	関係諸機関と役割分担できる体制整備	12
①	資格保持者数や養成機関の状況調査	12
②	児童相談所や法務少年支援センター等との連携	12
③	学校以外の機関による保護者対応	12
④	外部専門家による学校への助言と評価	13
⑤	教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制	13
(5)	国への提言	14
①	国の財政支援の強化	14
②	重大事案における専門調査員制度の創設	14
③	いじめ防止対策推進法の内容の再検討	14

## 1. はじめに

地方教育行政は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤とし、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、教職員による不適切な指導、いじめや不登校、保護者や地域からの不合理な要求、家庭や地域の構造の変化など、教育の現状には様々な課題が存在している。多様化する、児童生徒や保護者の教育的、福祉的ニーズに対応するために教職員の負担が増大し、学校の対応能力が限界に達しているという意見もある。

また、令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」では、こども施策に係る基本理念にのっとり、地方公共団体においては、国や他団体と連携を図りつつ、こども等の意見を反映させながら、こども個人の尊厳を重んじ、こどもの最善の利益を考慮した施策を策定、実施することが求められている。

これらの課題へ対応するためには、地方教育行政の改革が必要であり、熊本市教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げる熊本市教育行政の今後の在り方について検討するよう、令和5年（2023年）5月、熊本市教育長から、熊本市教育行政審議会に対して諮問があった。

これを受け、本審議会においては、本年度の協議事項として「体罰・暴言等への対応」及び「いじめへの対応」について計6回にわたり議論を重ね、ここに中間答申するものである。

熊本市教育委員会においては、本中間答申の趣旨を十分に踏まえ、学校との連携をこれまで以上に図るとともに、必要な体制を整え、新設されたこども局をはじめとした市長事務部局や外部の関係機関と連携して、対応方針に基づく施策が着実に実行されるよう取り組んでいくことを求めたい。

## 2. 理念と検討項目

熊本市教育行政審議会では、「こどもの権利を守ること」及び「地方からの発信によるよりよい教育行政の実現」を基本理念とし、6つの検討項目を基に議論した。

基本理念	<ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの権利を守ること</li><li>・ 地方からの発信によるよりよい教育行政の実現</li></ul>
------	---

検討項目	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備</li><li>2. 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方</li><li>3. 保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実</li><li>4. 未然防止、再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実</li><li>5. 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化</li><li>6. 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり</li></ol>
------	---

## 3. 対応方針項目

6つの検討項目を基に議論した内容を、教育委員会、学校、第三者組織、関係諸機関、国への提言の項目に整理し、次頁以降に対応方針を示す。

対応方針項目	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 教育委員会における体制整備・強化</li><li>(2) 学校における体制整備・強化</li><li>(3) 第三者組織と役割分担できる体制整備</li><li>(4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備</li><li>(5) 国への提言</li></ol>
--------	--

## 4. 対応方針

### (1) 教育委員会における体制整備・強化

#### (ア) 体制の整備について

##### ① 教育委員会内の相談窓口の一元化

教育委員会は、体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の学校教育活動に関わる事案における相談窓口を教育委員会内で一元化し、学校問題に効果的に対応できる組織や報告体制を再構築すべきである。相談対応の優先順位や対応方針を決定できるような統括的人材を配置することや法律関係、福祉関係、医療関係、教育関係等の常勤の専門家を複数配置することで、児童生徒や保護者が安心して相談できるとともに、教職員も同様に安心して相談できるようにすることが望ましい。

常勤の専門家を複数配置することは、児童生徒・保護者・教職員にとって当事者ではない専門家の第三者性を担保することにつながり、問題の長期化や複雑化の減少が期待できる。

(例：東京都杉並区「教育スクールアシストチーム（教育SAT）」<sup>1</sup>)

また、相談窓口の一元化により、学校管理職が初期段階で相談・報告しやすくなるため、事案対応への不安解消や初動段階からの適切な対応につながるマネジメント力育成の効果も期待できる。

##### ② 児童生徒の権利を守るための体制整備

教育委員会は、持続可能な児童生徒の権利を守る体制を整備するために、児童生徒の権利擁護機関で得られた知見や事案の分析結果を教育委員会や学校に還元し、有効活用できるような仕組みを検討する必要がある。

例えば、教育委員会とこどもの権利サポートセンター間で、相談内容や相談対応状況を円滑に情報共有できるような連携体制を構築することが考えられる。さらに仕組みとして継続

---

<sup>1</sup> 平成19年度から済美教育センターに教育スクール・アシスト・チーム（教育SAT）を設置。指導主事、元校長、SSW等で編成。教育現場での様々な課題、主に学校における「いじめ」、「不登校」、「学級崩壊」等の生活指導上の課題、事故や事件等の安全確保上の緊急対応等の相談や出張対応などにより、学校の取組を支援。

いじめの被害者及び加害者に対し、必要に応じて、関係機関との連携やスクールソーシャルワーカー等の専門職の派遣等を通して、心のケアを実施。初期相談窓口として、学習困難、学校生活の問題、特別な教育ニーズなど教育に関する様々な問題や懸念に対する相談も受け付けている。

(東京都杉並区：教育スクールアシストチーム、

[https://www.city.suginami.tokyo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/072/444/02shiryos3.pdf](https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/072/444/02shiryos3.pdf))

的に機能するように、学校管理規則や教育委員会諸規則等に明確に規定することが望ましい。

### ③ 音声記録や映像記録等による客観性の担保

児童生徒や教職員が不利益にならないための検証、保護者による学校への過度な要求の未然防止、教職員による自身の言動コントロールのためにも、会話の録音は効果的である。教育委員会は、日常的に保護者からの電話対応や教育相談等の時に録音機器で音声を記録する環境を、全校一律に整備する必要がある。

また、教室で、体罰・暴言等やいじめ問題が発生した場合に正確な事実関係の検証を行うために、ドライブレコーダーのような常時音声映像記録を残しておくことも、客観性を担保するうえで効果があると考えられる。

### ④ 事案から得られた教訓を生かした対応

教育委員会は、これまで対応してきた体罰・暴言等やいじめ問題に関する様々な事案内容や児童生徒の背景についてデータベース化し、学校や教育委員会以外の専門家による客観的な分析を行うことが必要である。例えば、外部の審議会等に付議することやこどもの権利サポートセンターと共有し、対応状況の成否や問題点を分析すること等が考えられる。

### ⑤ 問題を起こした教職員の担任変更等の基準

教育委員会は、教職員の担任変更等を行う場合の基準について、これまでの事例を集めて整理した上で検討する必要がある。担任変更等の対応を行う場合は、担任変更等により、被害を受けた以外の児童生徒が動揺したり学校生活に影響が出たりしないように配慮すべきである。

担任変更を行う必要はないが保護者の納得を得にくい場合は、当該校職員以外の担当者（例えば、指導的立場の退職校長）を派遣し、該当教職員に指導を行う等、保護者が納得しやすい体制を構築しておく必要がある。

### ⑥ 未然防止のための積極的なチェック体制

問題行動が起きた後、教育委員会においては、早期に報告を受けて対応するという学校へのかかわり方だけではなく、例えば、教育委員会が定期的に学校訪問し、学校で何か起きて

いないかを確認する等の積極的なチェック体制を構築することは、未然防止のために効果的である。

加えて、教員が教壇に立てる状態かどうかを確認する仕組みの導入も考えられる。教育委員会は、定期的なスクリーニングのような仕組みを導入することで、教職員の精神状況を把握し未然防止につなげることが期待できる。

## ⑦ 教育委員会の情報公開

教育委員会は、児童生徒の権利を守るための取組方針や取組状況等、教育行政としての施策をわかりやすく公開・可視化していくことが重要であり、報道対応の在り方も検討すべきである。情報公開にあたっては、被害者側と加害者側双方の児童生徒や保護者の同意を得て、教育的配慮に留意しながら、原則的には情報を公開する姿勢を徹底すべきである。重大事態については、公開にあたって、熊本県弁護士会等に法的助言を求める体制を整備することも考えられる。

また、当事者への情報開示のあり方も検討すべきである。例えば、保護者が学校に訴えた事案について、どの対応段階にあるのかを明確に示すために、デバイスを活用することで「見える化」を実現し透明性を高めることも保護者の不安や苦情を軽減するために効果があると考えられる。

## ⑧ 当事者への情報開示

様々な事案における当事者への情報開示は、できるだけ早急に透明性が高い対応をすることが求められる。このような対応によって、当事者の不安や苦情を軽減することが期待できる。例えば、教育委員会や学校は、当事者が情報開示を求めた事案について、現在どの対応段階にあるのかを明確に示して「見える化」を実現すること等が考えられる。

## (イ) 専門家の配置について

### ① スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・育成体制の充実と処遇改善

学校における心理的支援・福祉的支援の必要性は増大しており、児童生徒にとって身近な心理や福祉の専門家であるSCやSSWは不可欠である。教育委員会は、人数を確保するとともに、SCやSSWの資質向上のために、教育・支援・管理を行い個別事案に助言する人材を増員し、実践的内容の研修をより充実させる等、SCやSSWが資質向上できる体制をより一層充実すべきである。

児童生徒や保護者のSOSに迅速に対応するために、教育委員会において、各中学校区に少なくとも1人のSCやブロックごとに複数のSSWを配置することが望まれる。また、SCやSSWを非常勤職ではなく常勤職として採用する等処遇を改善し、体制を強化することも検討すべきである。（例：名古屋市「なごや子ども応援委員会」<sup>2</sup>）

### ② スクールロイヤー（SL）の配置

教育委員会内にSLを配置することは、学校が保護者からの要求にどのように対応するかを法的に整理し、事案のもつれを防ぐために必要不可欠である。教育委員会は、適切な判断と調査が可能であるというSLのメリットを生かすことができる枠組みを整備するとともに、適切な人選と報酬も検討し、例えば刑事弁護における当番弁護士制度を参考にするとともに、早急に体制整備を進めるべきである。

---

<sup>2</sup> 平成26年4月に教育委員会事務局内に設置。16行政区ごとに市立小中学校の支援を担当する16ブロックと、市立高等学校14校・特別支援学校4校の支援を担当する「高校・特支ブロック」の全17ブロックで運用。各担当ブロック（2～3）を総括する主任総合援助職8名をはじめ、常勤のSC112名・SSW29名、非常勤のスクールセクレタリー17名（ブロック内の庶務事務、ブロック間や学校との連絡調整を担当）・スクールポリス17名（元警察官が学校内外の見守り活動や警察との連携を担当）から構成。

常勤SC112名のうち110名は全中学校110校でのフルタイム勤務を基本としつつ、中学校区内の小学校（非常勤配置）も支援。ほか2名は高校・特支ブロックの事務局校と昼間・夜間定時制校で勤務。

常勤SC112名のうち110名は全中学校110校でのフルタイム勤務を基本としつつ、中学校区内の小学校の非常勤SCと連携し支援。ほか2名は高校・特支ブロックの事務局校と昼間・夜間定時制校で勤務。

常勤化（学校へのフルタイム配置）によって「外部性」（学校外から派遣される専門家ということで学校に溶け込み過ぎず、一定の距離があるために、児童生徒や保護者が相談しやすい、といわれるもの）の良さが薄れることについては、教育委員会事務局子ども応援室が各ブロックの相談・援助活動をチーム会議や方面別会を通じてSCの活動を管理運営し、緊急の場合は直接組織運営することで担保。教育委員会事務局子ども応援室が各ブロックの相談・援助活動をチーム会議を通じて管理運営し、緊急の場合は直接組織運営することで担保。なお、全ての専門職の組織上の上司は子ども応援室長（校長は組織上の上司ではないが、なごや子ども応援委員会の専門職は校長等と連携・協働し、支援活動を展開。）。令和5年度から16ブロックのSSW（各1～2名）は、福祉との連携を深めるため、区役所職員と併任。

（名古屋市：なごや子ども応援委員会、<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000074050.html>）

## (ウ) 教職員等研修の充実について

### ① 学校管理職の危機管理対応力強化

教育委員会は、学校管理職の危機管理対応力を育成し強化するために、校長への危機管理対応研修を、より一層充実させることが必要である。学校管理職には、初期対応段階からＳＣやＳＳＷ等の専門スタッフ・支援スタッフを積極的に活用するマネジメント能力も含めた危機管理対応力が、これまで以上に強く求められる。

研修内容としては、これまでに教育委員会で対応してきた事例を取り上げたケーススタディ等を実施することが効果的である。

### ② 教職員を自らの行動に向き合わせる研修

問題を起こした教職員が、自らの問題行動と向き合い、問題行動の要因を客観的に分析し、なぜ問題が起きたのかということを考え解決していく研修の充実が必要である。教育委員会や学校における教職員研修は、一般的なコンプライアンス研修に加え、人材育成コンサルタントなど外部専門組織に委託する等、被害者側も納得できる研修プランニングが求められる。

一方で、問題を起こした教職員自身の課題解決に取り組むことも大切であり、教育委員会が該当教職員の行動分析を行い、その結果を学校の管理職だけでなく、同僚も含めて理解していくことも重要である。

さらに、当該問題についての詳細な調査が行われ報告書が出された場合には、教育委員会は、報告書における「提言」の内容を踏まえつつ、対象教員の研修に活用することが望ましい。

### ③ 保護者が学び、情報を共有する機会の設定

教職員の人権感覚を高めたり指導技術を向上させたりする際には、同時に保護者にも適切な情報を提供し共有する機会を設け、保護者と共に子どもの最善の利益をめざす協力体制をつくることが求められる。

教育委員会は、ＰＴＡ等と連携し、授業参観や学習会等において子育てに役立つ様々な学びの場を提供し、保護者が学ぶことのメリットを感じることができるよう努めることが重要である。

## (2) 学校における体制整備・強化

### ① 複数教職員による指導・支援体制及び児童生徒が相談しやすい校内相談チーム

学校は、複数教職員による相談・支援体制の強化や小学校における教科担任制の推進等、児童生徒が複数の教職員と触れる機会をつくり、担任以外の教職員にも気軽に相談できる体制を、各学校の実情に応じてより強化する必要がある。例えば、児童生徒が相談しやすい体制として、養護教諭やSC等の教職員で構成される校内相談チームの設置やチーム担任制の導入等が考えられる。

学校が、児童生徒や保護者に相談内容例や学校内相談チームの積極的活用を周知することで、児童生徒がSOSを出しやすくなることが期待できる。例えば、部活動では、異学年の交流があり、大人数が所属する部でいじめが隠れやすいことがあるため、学校は、上級生等からの無意味な叱咤、過度な練習メニューや用務の強要も相談対象となりうることを、児童生徒や保護者に周知する必要がある。その際、児童生徒が話をしても不利益にならないよう、児童生徒が安心して話をできる仕組みを構築し、校内で相談内容を共有しながら適切に対応することが重要である。

### ② 児童生徒の権利を守るためのルールの共有

懲戒規定や調査を求める保護者の権利と責任を児童生徒、保護者と学校とが共通理解することが重要である。教育委員会が、児童生徒間のいじめや暴力行為及び教師による体罰・暴言等に対応するルールを作成し、学校が入学時等に保護者や児童生徒に説明して共有することは、児童生徒の権利を徹底して守るための仕組みとして必要である。（例：大阪市「学校安心ルール（スタンダードモデル）」<sup>3)</sup>

ルールを整理する際には、児童生徒が「いじめ防止のための評価基準」を作成し、それを活用して学校のいじめ発生リスクを自身で評価することで、児童生徒の主体的な未然防止活動につながり、より効果的な対策であると考えられる。

---

<sup>3)</sup> 大阪市の「学校安心ルール」(スタンダードモデル)は、あらかじめルールを明示することにより、児童生徒がしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的に作成したものである。

基本的な約束ごとは第1～3段階に区分されており、この区分の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものである。

各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた「学校安心ルール」を作成し運用することができる。「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校は児童生徒一人ひとりの状況等も十分にふまえ、判断し対応している。

(大阪市：学校安心スタンダード、<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000556372.html>)

### ③ いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用

いじめ等重大事案については、第三者による客観的な調査が必要である。学校は、体罰・暴言等の重大事案について、対象教職員に調査報告書を確認し理解する場を設定し、自らの行為を顧みる機会を与えることが再発防止のために重要である。

いじめ事案の場合には、学校は、加害者とされた児童生徒やその保護者に対して、その調査結果を共有した上で本人の内省を促すとともに、問題の真の解決のために必要な指導や支援をともに考えていく機会を持つことが必要である。

### ④ 迅速な初期対応体制

学校は、危機管理対応マニュアルやチャートを全教職員に徹底し、どの教職員でも迅速かつ的確な初期対応ができるようにしておく必要がある。また、教職員が訴えを把握した際には、かかわる児童生徒の個人情報保護に十分配慮しながら、直ちに校内全職員で情報を共有することが重要である。

### ⑤ 人権教育の効果的な研修の実施

学校においては、体罰・暴言等やいじめを未然に防止するために、効果的な人権教育研修の実施が求められる。教職員に対しては、自らの日ごろの言動を振り返り、児童生徒が生き生きと活動できる関わりができていたか、逆に児童生徒を萎縮させる関わりとなっていないか等、教職員相互で対話し内省を促すような研修が望まれる。

同時に、保護者や社会の意識を含めて、学校全体でこどもの人権を軸として、人権に関する理解を深めることが重要である。児童生徒や同僚の教職員、学校を共に支える関係者一人ひとりを大切にする研修を教職員のみならず、児童生徒・保護者ともに行う必要がある。

### ⑥ 不適切指導の基準の明確化

教職員による児童生徒への不適切指導については、様々な様態があり不適切かどうかの判断が難しいことがあるため、不適切指導の基準を明確にすることで、指導に対しての認識を正すことにつながることを期待できる。

例えば、熊本市体罰等審議会においても、教職員による児童生徒への長時間にわたる叱責や大声での叱責が、暴言等や不適切な指導と判断されるケースがある。保護者が大声で児童生徒を叱責することは、「児童虐待の防止等に関する法律」で禁止されている児童虐待にあ

たる行為となる場合もある。これらを踏まえ、教職員が長時間にわたり児童生徒を叱責したり、大声で児童生徒を叱責したりすることを、不適切指導の基準として明確にすること等が考えられる。

### (3) 第三者組織と役割分担できる体制整備

#### ① 第三者組織の市長事務部局への設置と活用

保護者から学校への相談では、学校が担うべきこと以外の相談もあり、相談対応への労力を費やさなければならない。また、学校内で解決できない場合や解決しようとしても、相談者の納得が得られない場合がある。相談者が納得しない案件については、学校や教育委員会以外の組織の方が相談しやすいと考えられることから、令和6年(2024年)1月、こども局にこどもの権利サポートセンター(以下、センター)が設置されたことには大きな期待を寄せている。

センターにおいては、相談を受けるとともに、児童生徒の権利利益を擁護し、児童生徒や保護者が納得できる前向きな解決を目指すために、必要に応じ、センター職員が学校に出向いて調査し、学校や教育委員会に対応を要請したり、児童生徒や保護者に説明したりすることで児童生徒や保護者からのセンターへの信頼性が担保されるものとする。

## (4) 関係諸機関と役割分担できる体制整備

### ① 資格保持者数や養成機関の状況調査

教育委員会は、人材確保に実効性をもたせるために熊本市特有のリソースの実態を調査する必要があり、市内や県内にどれだけの資格保持者が存在し、養成機関の養成能力はどの程度あるのか等を把握することが急務である。例えば、教育委員会と大学等で協議会を設置し、熊本市におけるSCやSSWの活動状況、今後のニーズやSCやSSWの資格保持者情報等を共有し、SCやSSWの育成に向けて連携することが考えられる。

### ② 児童相談所や法務少年支援センター等との連携

学校は、いじめ加害者が暴力行為等を繰り返す場合、児童生徒の年齢によっては少年法の下でこどもを適切に処遇する観点から傷害事件等としての警察への相談や通告を行うとともに、あわせて法務少年支援センター（少年鑑別所）<sup>4</sup>や警察署等の専門家のアドバイスを積極的に活用することが考えられる。学校は、児童生徒や保護者が児童相談所に相談する場合や、警察からの送致がなされた場合は、児童相談所と連携し、相談や支援体制を図る必要がある。

### ③ 学校以外の機関による保護者対応

保護者が学校に対して威圧的な言動を行った場合、学校側は学校関係者以外の弁護士等の代理人を立て、第三者が冷静で効果的に保護者と対話する仕組みを整備するとともに、必要な場合には警察への相談もあり得るという方針を保護者に周知しておくべきである。

学校外のトラブルや保護者同士の人間関係については、法務省人権相談の活用や双方の代理人による仲裁・紛争処理手続き（ADR）などを推奨し、こどもの権利に関わることはこども権利サポートセンターをはじめとする市長事務部局やその他の関係機関に協力を依頼する等、学校や教育委員会が極力関与しない仕組みを整備することも検討すべきである。

---

<sup>4</sup> 法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行・犯罪に関する問題や、思春期の少年たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、少年や保護者などの個人からの相談に応じて情報の提供・助言等を行っているほか、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援を行っている。  
(法務省：法務少年支援センターくまもと。 [https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei56\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei56_00001.html))

#### ④ 外部専門家による学校への助言と評価

教育委員会は、学校が自分たちだけで問題を解決することなく、外から学校を支援できる仕組みをつくる必要がある。例えば、法律関係、福祉関係、医療関係、教育関係等の外部専門家による助言のみならず、学校運営協議会での報告・フォローアップ・評価などによる支援が考えられる。

#### ⑤ 教育支援センターやフリースクール等の学校以外の学びの場を選択できる体制

児童生徒や保護者に対し、教育支援センター「フレンドリー」やフリースクール等の学校以外の学びの場の選択肢があることを説明することによって、学校では学びにくい児童生徒の学ぶ権利を保障し、育ちの場となる選択肢となり得ることが期待できる。

今後、フリースクール等の学校以外の学びの場との連携を図ることや不登校支援においてそのノウハウを参考にすることを期待する。また、教育支援センターの更なる充実や学校内への教育支援センターの設置等の体制強化を進める必要がある。

## (5) 国への提言

### ① 国の財政支援の強化

SCやSSWの必要性は増大しており、学校への配置は不可欠である。教育委員会は、SCやSSWを国庫負担の対象となる教職員定数として算定することを、引き続き強く国に要望していくべきである。

### ② 重大事案における専門調査員制度の創設

児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのあるいじめ重大事態事案については、国の専門調査員が、事実関係を調査し、調査結果報告と再発防止策を重大事態の関係者に提言するとともに、関係省庁や地方自治体に改善勧告を行う等、自治体で起きた事案の検証が再発防止策に生かされるような制度設計を国に提言することが考えられる。

### ③ いじめ防止対策推進法の内容の再検討

いじめ防止対策推進法制定以前の定義<sup>5</sup>では、いじめ問題を見逃すケースがあったため、改正によって現行の定義<sup>6</sup>となった経緯がある。

---

<sup>5</sup> いじめ防止対策推進法が制定される前のいじめの定義は、毎年文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、以下のように定義されてきた。

○昭和61年度（1986年度）からの定義

「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。」

○平成6年度（1994年度）からの定義

「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。」

○平成18年度（2006年度）からの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

<sup>6</sup> いじめ防止対策推進法は、平成25年（2013年）に制定された。本法におけるいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」である。

本法制定のきっかけとなったのは、平成23年（2011年）に滋賀県大津市で起きた中学生のいじめ自殺事件である。この事件では、学校や教育委員会の調査およびその結果の公表のあり方が世間から厳しい批判を受け、教育再生実行会議第一次提言にて「社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定」が提言され、いじめ防止対策推進法の成立へとつながった。

今後は、いじめの深刻度に応じて対応方法に軽重をつけた運用を行うトリアージ等、対応体制の在り方も検討すべきである。ただし、その深刻度の判定は単に客観的事実などに基づいて判断されるべきではなく、被害を受けた児童生徒や保護者の心情に十分寄り添うものにする必要性も考慮すべきという意見がある。

一方、いじめ防止対策推進法では、被害者側が精神的な苦痛を感じていることがいじめ認定の要件となっているが、この定義が広すぎるために、児童生徒同士において当然想定されるトラブルに学校・教職員がむやみに介入し、結果として、児童生徒同士の人間関係の希薄さにつながる側面があることを危惧する意見もある。

このような現状をふまえ、いじめ防止対策推進法の改正について、国に現場の実態や検討内容を提言することも考えられる。

# 〇〇 小学校は

せいとも

せんせいも

しょくいんも。

あんしんでいられる

がっこうを

めざします。

〇〇中学校は

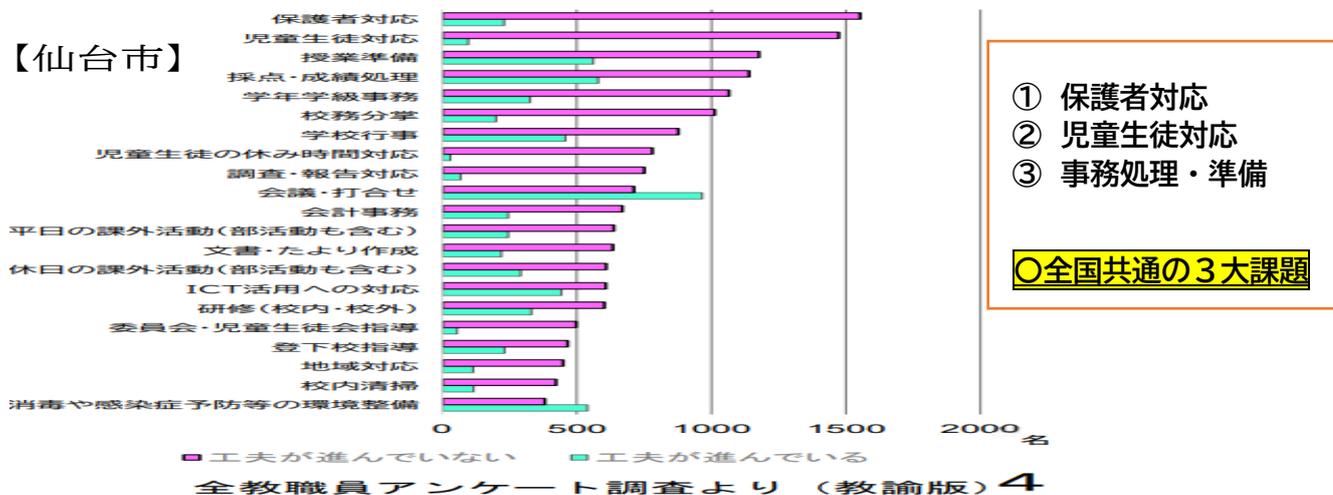
生徒も先生も職員も。  
あんしんでいられる学校を  
めざします。

≪各政令指定都市の働き方改革に伴う施策例(抽出)≫

【札幌市】

③ ①教員業務支援員の活用: スクールサポーター302名・福祉補助員 86名を配置

【仙台市】



【千葉市】

- ③ 音楽専科教員・非常勤講師の全校配置
- ③ 教員業務支援員・ICT 支援員・図書館指導員の全校配置
- ①②不登校支援の強化⇒家庭訪問カウンセラー・ステップルームティーチャー
- ①② スクールカウンセラーの全校配置
- ③産休・育休予定者勤務校への臨時的任用職員の先行配置(市予算で23名、国予算で5名)
- ③教職員が病気休暇等を短期間取得した際に緊急に配置する正規職員(正休補)の拡充  
(教諭3名、養護教諭・事務職員・栄養教諭各1名、計5名)

【横浜市】

- ②教員業務支援員494校(266校は2名)
- ②部活動指導員620名
- ①②③ 小学校高学年において、学級を持たない学年主任等をチーム・マネージャーとして配置するとともに、教科分担制を導入。令和5年度は 235 校で実施。

【新潟市】

- ① ②生徒指導体制の充実～子ども支援コーディネーターの配置～ = 中学校籍の教員を校区の小中学校へ派遣
- ①②チーム学校を支える支援スタッフや専門家の配置 = 訪問教育相談員、教育相談員

【名古屋市】

- ① ② なごや子ども応援委員会の運営
- ①②学校福祉専門員によるスクリーニングの実施

【京都市】

- ③産前休暇の取得に先立った代理講師の配置による円滑な引継の支援(R2年度～) = 堺市
- ③(育児短時間勤務)を実施。形態に応じ非常勤講師等を配置 = 堺市

【大阪市】

- ③ ワークライフバランス支援員の配置(教頭業務の補助)

【堺市】

- ③ 就学時健康診断の外部委託(R5～小学校 32 校)
- ③「先任用加配」: 欠員課題に対応するため、任用事由が発生する前に講師を配置(R3～)

【神戸市】

- ① 地区統括官等の配置: 「学校法務専門官」、「地区統括官」、「管理職支援アドバイザー」を事務局に配置

【岡山市】

- ③学校業務アシスト職員の岡山市立 全小・中学校への配置

【福岡市】

- ① ②教育相談コーディネーター(不登校対応専任の教員)を 全中学校に配置し、「教育・心理 SC・福祉 SSW」の専門スタッフによる連携した支援

## ◎熊本市の現状は？

Q1 教員業務支援員(スクールサポーターなど)の人数？③

A1 学校事務補助 128名 (障がい者会計年度任用職員含む)

Q2 不登校支援員(家庭訪問カウンセラー・ステップルームティーチャーなど)の人数？①②

A2 不登校対策サポーター R5:中学校 12名 全体の約 8.8 %

※92(小)校+42(中)校+2(特)校=136校 12/136≒8.8(%)

Q3 教頭の業務補助員(ワークライフバランス支援員など)の人数？③

A3 現在0人。国の補助を活用してまずはモデル校配置できないか検討中。

Q4 産休育休などの4月からの代理職員の雇用人数とその雇用形態？③

A4 加配により臨時的任用教員として雇用する予定だったが、登録者の不足により今年度は活用することができなかった。

Q5 SC、SSW、SL、SPの人数とその雇用形態？①②

A5 SC(48名)、SSW(16名)、SL( 名)、SP( 名) 警察所属のスクールサポーター( 8名)

Q6 小学校における専科加配の人数と配置基準は？③

A6 今年度の専科加配(高学年専科、外国語専科は除く)の配当数は9校。配置基準については、学級数や専科教員の配置状況及び学校の実情に応じて、総合的に判断している。

Q7 その他、教職員以外で熊本市独自の配置は？①②③

A7 心のサポート相談員②(40名)、フレンドリーオンライン②小中各1校 計2校( 6名)

ICT支援員③(22名)、